

## 航空無線通信士「法規」試験問題

20問1時間30分

A-1 次の記述は、航空移動業務の無線局の免許内容の変更について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、 A 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ  B ならない。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
- ② ①の無線設備の変更の工事は、 C に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。

A	B	C
1 通信の相手方、通信事項	総務大臣の許可を受けなければ	周波数、電波の型式又は空中線電力
2 通信の相手方、通信事項	総務大臣に届け出なければ	電波の型式又は周波数
3 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	総務大臣の許可を受けなければ	電波の型式又は周波数
4 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	総務大臣に届け出なければ	周波数、電波の型式又は空中線電力

A-2 次の記述は、航空機局等の免許の承継について、電波法（第20条）の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人について相続があったときは、その相続人は、 A 。
- ② 航空機局若しくは航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある航空機又は無線設備がレーダーのみの無線局のある航空機について、航空機の所有権の移転その他の理由により航空機を  B に変更があったときは、変更後航空機を  B は、 A 。
- ③ ①及び②の規定により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に  C 。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継する	運行する者	申し出て検査を受けなければならない
2 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継する	所有する者	届け出なければならない
3 免許人の地位を承継する	運行する者	届け出なければならない
4 免許人の地位を承継する	所有する者	申し出て検査を受けなければならない

A-3 次に掲げる事項のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないときに該当しないものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局を運用するとき。
- 2 航空局の無線設備の機器の調整を行うために運用するとき。
- 3 航空機局の無線設備の機器の試験を行うために運用するとき。
- 4 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の行う無線局の検査に際してその運用を必要とするとき。

A-4 次の記述は、航空無線通信士の資格の無線従事者の免許証の訂正等について述べたものである。無線従事者規則（第49条及び第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線従事者は、 A に変更を生じたときは、申請書に免許証及び写真1枚並びに  A の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。ただし、免許証の再交付を受けることを妨げない。
- ② 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、その発見をした日から10日以内に  B しなければならない。

A	B
1 氏名	その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納
2 氏名	その免許証を廃棄し、その旨を総務大臣又は総合通信局長に報告
3 本籍地の都道府県又は氏名	その免許証を廃棄し、その旨を総務大臣又は総合通信局長に報告
4 本籍地の都道府県又は氏名	その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納

A-5 次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 A 行われる無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。）を  B してはならない。

A	B
1 特定の周波数により	傍受
2 特定の周波数により	傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用
3 特定の相手方に対して	傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用
4 特定の相手方に対して	傍受

A-6 次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定において一般通信方法における無線通信の原則として定められている事項に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信を行うときは、暗語を使用してはならない。
- 3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

A-7 次に掲げる通報のうち、航空機の正常運航に関する通信の通報に該当するものはどれか。無線局運用規則（第150条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空機の運航計画の変更に関する通報
- 2 航空機の移動及び航空交通管制に関する通報
- 3 航行中又は出発直前の航空機に関し、急を要する気象情報
- 4 航行中の航空機に関し、急を要する通報（当該航空機を運行する者から発し又は航空機の送信するものに限る。）

A-8 次の記述は、航空機局の通信連絡について述べたものである。電波法（第70条の5）及び無線局運用規則（第149条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空機局は、その航空機の航行中は、総務省令で定める方法により、責任航空局（当該航空機の  A  に関する通信について責任を有する航空局をいう。以下同じ。）又は交通情報航空局と連絡しなければならない。ただし、 A  に関する通信を取り扱う航空局で他に適当なものがあるときは、その航空局とする。
- ② 責任航空局に対する連絡は、やむを得ない事情があるときは、他の  B  を経由して行うことができる。
- ③ 交通情報航空局に対する連絡は、やむを得ない事情があるときは、これを要しない。

A	B
1 搜索救難	航空局
2 搜索救難	航空機局
3 航空交通管制	航空局
4 航空交通管制	航空機局

A-9 次の記述は、航空移動業務の無線局における電波の発射前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第19条の2及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空移動業務の無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする  A  によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、 B  でなければ呼出しをしてはならない。

A	B
1 電波の周波数	その通信が終了した後
2 電波の周波数	空中線電力を低減し、混信を与えないことを確かめた後
3 電波の周波数その他必要と認める周波数	その通信が終了した後
4 電波の周波数その他必要と認める周波数	空中線電力を低減し、混信を与えないことを確かめた後

A-10 遭難通信及び緊急通信の取扱い等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。電波法（第52条、第66条、第67条及び第70条の6）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行われる無線通信をいう。
- 2 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 3 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 4 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

A-11 次の記述は、航空機の緊急の事態に係る緊急通報に対し応答した航空局又は航空機局のとるべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第176条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機の緊急の事態に係る緊急通報に対し応答した航空局又は航空機局は、次の(1)から(3)まで（航空機局にあつては、(1)）に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 直ちに  **A** に緊急の事態の状況を通知すること。
- (2) 緊急の事態にある航空機を  **B** に緊急の事態の状況を通知すること。
- (3) 必要に応じ、当該緊急通信の幸領を行うこと。

A	B
1 搜索救難の機関	所有する者
2 搜索救難の機関	運行する者
3 航空交通管制の機関	所有する者
4 航空交通管制の機関	運行する者

A-12 次の記述は、遭難の呼出し及び通報の取扱いについて述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、 **A** において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに  **B** 義務を負う。

A	B
1 いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位	必要な措置をとる
2 いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位	すべての電波の発射を停止する
3 通信中の場合を除き、第一の優先順位	必要な措置をとる
4 通信中の場合を除き、第一の優先順位	すべての電波の発射を停止する

A-13 次に掲げる事項のうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるときに該当するものはどれか。電波法（第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波が重要無線通信に妨害を与えていると認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局の免許人が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるとき。
- 4 無線局の免許人が免許状に記載された周波数以外の周波数を使用して運用していると認めるとき。

A-14 無線局の免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 2 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を総合通信局長に報告し、再度検査を受けなければならない。
- 3 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を検査職員に報告し、その検査職員の確認を受けなければならない。
- 4 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。

B-1 次の表の記述は、電波の型式の記号表示とその内容を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

電波の型式の記号	電波の型式の内容		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
A2D	<input type="text" value="ア"/>	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	<input type="text" value="イ"/>
A3E	<input type="text" value="ア"/>	<input type="text" value="ウ"/>	電話（音響の放送を含む。）
G1B	角度変調で位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	<input type="text" value="エ"/>
J3E	<input type="text" value="オ"/>	<input type="text" value="ウ"/>	電話（音響の放送を含む。）
P0N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報

- |                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| 1 振幅変調で両側波帯            | 2 振幅変調で残留側波帯         |
| 3 データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令     | 4 ファクシミリ             |
| 5 デジタル信号である2以上のチャネルのもの | 6 アナログ信号である単一チャネルのもの |
| 7 電信（自動受信を目的とするもの）     | 8 電信（聴覚受信を目的とするもの）   |
| 9 振幅変調で低減搬送波による単側波帯    | 10 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯 |

B-2 航空移動業務における無線電話通信の呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第18条、第20条、第22条、第23条、第26条、第154条の2及び第154条の3）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 無線電話通信においては、航空機局は、航空局に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも10秒間の間隔を置かなければ、呼出しを反復してはならない。
- イ 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、空中線電力を低減してできる限り混信を与えないように通信をしなければならない。
- ウ 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- エ 航空移動業務における呼出しは、「(1) 相手局の呼出名称 3回以下、(2) 自局の呼出名称 3回以下」、応答は、「(1) 相手局の呼出名称 1回、(2) 自局の呼出名称 1回」をそれぞれ順次送信して行う。
- オ 自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「だれかこちらを呼びましたか」の略語を使用して直ちに応答しなければならない。

B-3 次の記述は、航空移動業務の無線局における免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された  ア の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、 イ 、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- (1) 免許状に記載された  ウ であること。
- (2) 通信を行うため  エ であること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された  オ 内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- |             |            |                      |              |
|-------------|------------|----------------------|--------------|
| 1 無線設備の工事設計 | 2 ところによるもの | 3 目的又は通信の相手方若しくは通信事項 |              |
| 4 ものの範囲内    | 5 無線局の種別   | 6 運用許容時間             |              |
| 7 十分なもの     | 8 必要最小のもの  | 9 運用義務時間             | 10 無線設備の設置場所 |

B-4 次の記述は、航空移動業務における遭難通報の送信事項について述べたものである。無線局運用規則（第170条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報（海上移動業務の無線局にあてるものを除く。）は、 ア （なるべく3回）に引き続き、できる限り、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、遭難航空機局以外の航空機局が送信する場合には、その旨を明示して、次に掲げる事項と異なる事項を送信することができる。

- (1) 相手局の呼出符号又は呼出名称（遭難通報のあて先を特定しない場合を除く。）
- (2) 遭難した航空機の  イ 又は遭難航空機局の呼出符号若しくは呼出名称
- (3)  ウ
- (4) 遭難した航空機の  エ
- (5) 遭難した航空機の  オ 及び針路

- |        |             |              |               |
|--------|-------------|--------------|---------------|
| 1 速度   | 2 遭難の種類     | 3 所有者若しくは運行者 | 4 機長のとらうとする措置 |
| 5 識別   | 6 位置、高度     | 7 緊急信号       | 8 遭難信号        |
| 9 乗客の数 | 10 機長の求める助言 |              |               |

B-5 次に掲げる事項のうち、電波法（第76条）の規定に照らし、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに、総務大臣からその無線局について受けることがある処分に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許の取消処分
- イ 期間を定めて行われる運用許容時間の制限の処分
- ウ 期間を定めて行われる周波数又は空中線電力の制限の処分
- エ 3箇月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の処分
- オ 期間を定めて行われる通信の相手方又は通信事項の制限の処分

B-6 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、航空機局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当するものを1、これに記載を要しない事項に該当するものを2として解答せよ。

- ア 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- イ 電波法第70条の4（聴守義務）の規定による聴守周波数
- ウ 時計を標準時に合わせたときは、その事実及び時計の遅速
- エ レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
- オ 航空機局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた場合は、その事実及び措置の内容